

情報お知らせ版

市役所各課へは、直通電話をご利用ください。詳しくは、それぞれの連絡先へ

お間違えなく

高島市本庁・支所電話番号表 (市外局番 0740)

市役所各課連絡先

新市の部署	電話番号
高島市役所代表 (総務課・行政課)	25-8000
財政課ダイヤルイン	25-8111
企画調整課ダイヤルイン (自治共同参画課・情報統括課・情報システム整備課)	25-8114
税務課ダイヤルイン	25-8116
出納室ダイヤルイン	25-8118
社会福祉課ダイヤルイン (福祉事務所)	25-8120
環境政策課ダイヤルイン	25-8123
市民課ダイヤルイン	25-8125
産業経済分室(新旭)ダイヤルイン	25-8126
秘書広報課ダイヤルイン	25-8130
水道課・下水道課ダイヤルイン	25-8133
児童家庭課ダイヤルイン	25-8136
長寿福祉課ダイヤルイン (健康推進課、保険年金課)	25-8137
議会事務局ダイヤルイン	25-8140
高島市役所本庁別館代表	22-0048
都市計画課ダイヤルイン	22-0058
交通対策課ダイヤルイン	22-0904
土木課ダイヤルイン	22-2001
田園整備課ダイヤルイン	22-6837
農林水産課ダイヤルイン	22-9037
商工観光課ダイヤルイン	22-9011
介護保険課ダイヤルイン	22-0210
高島市教育委員会	32-1132
■支所、教育分室連絡先	
マキノ支所代表	27-1121
今津支所代表	22-2551
朽木支所代表	38-2331
安曇川支所代表	32-1131
高島支所代表	36-1121
マキノ教育分室	27-1131
今津教育分室	22-6840
朽木教育分室	38-2324
高島教育分室	36-0219
新旭教育分室	25-8100

おはなすか

地震が起きる前に、わが家の住宅耐震診断を受けてみませんか

阪神淡路大震災、新潟中越地震では多くの建物が全半壊し、多数の尊い命が奪われました。中でも建物倒壊や家具の下敷きによって亡くなられた方は、7割弱にもおよびます。特に、阪神淡路大震災では、倒壊半壊した家屋は、昭和56年5月以前の古い耐震基準のものが大半を占めており、新耐震設計基準の住宅では、被害が少なくなっています。家の倒壊を防ぎ、大切な命を守るためには、家の耐震性を強化することが必要となります。



市では、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅を対象に、無料診断をご希望の方に申請をしていただき、耐震診断員を現地に派遣し家屋の地震に対する強度を判定します。

▼診断件数 85件

▼受付 5月9日(月)から開始 (先着順で受け付けします。)

▼問い合わせ先 都市計画課 ☎(25)00058

行政相談委員に相談してください。相談は無料、秘密は堅く守られます。

春季行政相談強調週間 5月16日(月)～22日(日)

高島市では、総務大臣から行政相談委員として次の6名の方が委嘱されています。

毎日の暮らしの中で、国の仕事や道路公団、NTTといった特殊法人の業務などに意見や要望はありませんか。苦情や要望があっても、直接申し出にくい、またどこに申し出ているのかわからないといった時は、ぜひ行政相談委員にご相談ください。相談は定例相談と自宅での相談があります。

▼委員氏名／委員住所／電話番号

- ・野崎 高島市マキノ町石庭292番地1 ☎(27)1328
  - ・江村吉勝 高島市今津町今津88番地 ☎(22)2018
  - ・大久保三郎 高島市朽木市場825番地 ☎(38)2595
  - ・横井又次 高島市安曇川町長尾712番地 ☎(33)0309
  - ・早藤淳一 高島市勝野1211番地 ☎(36)0245
  - ・金矢健一 高島市新旭町北畑741番地1 ☎(25)2884
- (敬称略) (行政課)

口座振替済通知書を省略します。

市税などを口座振替で納付される方を対象に市からお送りしていた「口座振替済通知書」の発行を、6月(5月末振替分)から省略させていただきます。

5月末振替分以降の確認については、お手持ちの預貯金通帳にて納付額の確認をしていただきますようお願いいたします。(振替は各納期限に行います。)

なお、口座振替済通知書を必要とされる方は、あらかじめ各担当課にお申し出ください。

省略の対象となる市税等

- 市税、公共下水道受益者負担金、保育料、住宅使用料、学校給食費負担金

広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人を市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱された方々です。

現在、高島市には17名の人権擁護委員がいます。

6月1日には全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所が開設され、高島市では、次のとおり人権擁護委員による特設相談所を開設します。

▼日時 6月1日(水) 13時～16時

▼場所 高島市役所本庁会議室・マキノ支所会議室・今津老人福祉センター・朽木ふれあいセンター・藤樹の里ふれあいセンター(安曇川)・アイリッシュパーク(高島)

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

直接、お近くの人権擁護委員にご相談いただくこともできます。(高島市の人権擁護委員は広報たかしま4月号で紹介しています。)

問い合わせ先

- 総務課・学校教育課 ☎(25)1132
- 人権施策推進室 ☎(25)8125



5月は「赤十字運動月間」です!

日本赤十字社では、昨年発生した新潟県中越地震や、スマトラ島沖大地震とその津波による被災者に対する救援活動等災害救護や、血液事業、国際活動など世界平和と福祉のために幅広い事業を行っています。これらの事業を遂行するための資金の協力をしていただける方(年額500円以上)を募集しています。ぜひご賛同のうえ、赤十字活動にご協力ください。

▼問い合わせ先 社会福祉課 ☎(25)8120

みんなで協力し、きれいな街にしましょう!

＝不法投棄は犯罪です＝

▼やめよう!不法投棄!!

市では不法投棄をなくすため、市内の巡回パトロールや、警察署等と連携した厳しい取締りを行っています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、だれでもみだりに廃棄物を捨ててはならないこととされており、不法投棄をした者には5年以下の懲役、又は一千万円以下の罰金が課せられます。

命・命を大切に!

飼い主の皆さんへ動物を捨てないでください。

生まれたての子犬や子猫は、育てる親が常にそばにいなければ生きては行けません。飼い主は、そのことをきちんと理解し、飼っている動物が増えても育てられないことが分かっているならば、不妊措置等をするよう努めなければなりません。(不妊措置に関する詳しい内容は、最寄りの動物病院にお問い合わせください。)